

さいたま市の計算用諸数値

旧大宮市域・旧与野市域[※]

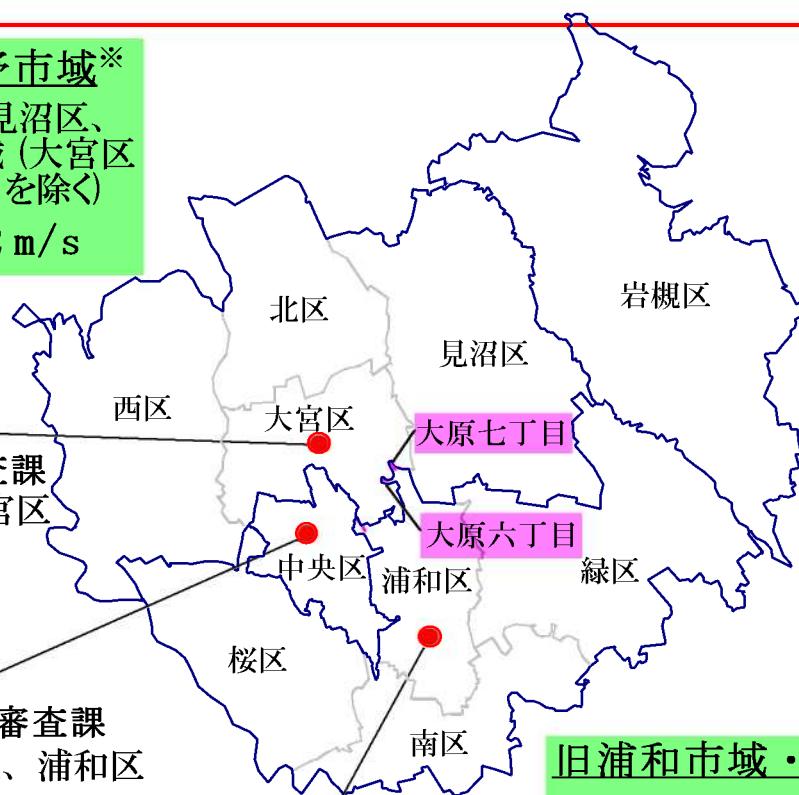
西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 (一部旧浦和市域 (大宮区大原六丁目、七丁目等) を除く)

基準風速 $V_0 = 32 \text{ m/s}$

北部建設事務所
建築指導課・建築審査課
所管：西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区

南部建設事務所
建築指導課・建築審査課
所管：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区

さいたま市役所 本庁舎
建築部 建築行政課



北緯36°

さいたま市全域

●地震力算定用係数
(令88条、昭55建告1793号)
地震地域係数 $Z = 1.0$

●風圧力算定用区分
(令87条、平12建告1454号)
地表面粗度区分 III

●積雪荷重
(令86条、
本市建築基準法施行細則11条)
600N/m²以上
(20N/(cm・m²)以上×30cm)

旧浦和市域・旧岩槻市域[※]

桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区
(一部旧浦和市域 (大宮区大原六丁目、七丁目等) を含む)

基準風速 $V_0 = 34 \text{ m/s}$

※基準風速の数値は旧市で告示 (平12建告1454号) に規定されています。